



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月12日 (月曜日) 第 2369 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 1	頁
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (4 件) …………… ( “ ) 2	
○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 2	

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (4 件) …………… ( “ ) 3	
○争議行為の通知…………… (労働政策課) 4	
○知事が行う都市計画事業の施行の公告 (2 件) (都市計画課) 4	
正 誤	
○平成24年 3 月 1 日付け県公報 (第2366号) 中…………… 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 175号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地 1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年 2 月29日から平成27年 2 月28日まで

### 宮崎県告示第 176号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年 3 月29日から平成27年 3 月28日まで

### 宮崎県告示第 177号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月12日から平成24年 3 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字竹 原字椎葉 4 16番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 344番 1 地先まで	旧	9.0 ~ 71.0	506.0
				新	12.4~ 71.0	506.0

### 宮崎県告示第 178号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月12日から平成24年 3 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土 々呂線	延岡市上三 輪町3189番 1 地先から 同市同町32 02番 1 地先 まで	旧	6.6 ~ 13.4	204.1
				新	13.3~ 41.7	203.4

### 宮崎県告示第 179号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月12日から平成24年3月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町字持田本 田野国有林	旧	4.7 ~ 41.1	813.0
			66のニ林小 班地先から 同市同町同 字甲 11587 番 1 地先ま で	新	7.3 ~ 53.5	816.0

**宮崎県告示第 180号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月12日から平成24年3月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市松山 町1221番 4 23地先から 同市古川町 82番22地先 まで	平成24年3月25日

**宮崎県告示第 181号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月12日から平成24年3月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字竹 原字椎葉 4 16番 1 地先 から同郡同	平成24年3月15日

			村同大字同 字 344番 1 地先まで	
--	--	--	---------------------------	--

**宮崎県告示第 182号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月12日から平成24年3月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市檜山 町二丁目30 00番イ地先 から同市同 町一丁目26 番 6 地先ま で	平成24年3月25日

**宮崎県告示第 183号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月12日から平成24年3月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土 々呂線	延岡市上三 輪町3189番 1 地先から 同市同町32 02番 1 地先 まで	平成24年3月15日

**宮崎県告示第 184号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
田野都市計画道路事業 3・5・3号 井倉南原線  
田野都市計画道路事業 3・5・1号 北桜寺町線

- 3 事業施行期間  
平成24年3月12日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎市田野町字白砂坂上、字堀下及び字下屋敷地内  
使用の部分  
なし

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき財光寺店  
日向市財光寺 173番地1 外13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀  
宮崎市瀬頭二丁目10番26号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀  
宮崎市瀬頭二丁目10番26号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年10月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,742㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| (1) 駐車場の位置及び収容台数     |        |
| 建物南側                 | 73台    |
| (2) 駐輪場の位置及び収容台数     |        |
| 建物南側 (No.1)          | 23台    |
| 建物南東側 (No.2)         | 27台    |
| 合計                   | 50台    |
| (3) 荷さばき施設の位置及び面積    |        |
| 建物北西側                | 31.5㎡  |
| 建物東側                 | 31.5㎡  |
| 合計                   | 63.0㎡  |
| (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 |        |
| 建物内北西側               | 42.01㎡ |
| 建物内東側                | 6.93㎡  |
| 合計                   | 48.94㎡ |
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地東側、南西側及び西側 3箇所（出入口3箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時

- 8 届出年月日  
平成24年2月29日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間  
平成24年3月12日から平成24年7月12日まで

- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課

- (2) 期間  
平成24年3月12日から平成24年7月12日まで

- 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト宮崎東店  
宮崎市新別府町麓 358番地1 外
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成24年3月12日から平成24年4月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ田野店  
宮崎市田野町字西ノ原2956-3 外2筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年3月12日から平成24年4月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

都城ショッピングセンター  
都城市千町4351-2 外

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年3月12日から平成24年4月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

都城ショッピングセンター  
都城市千町4351-2 外

2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年3月12日から平成24年4月12日まで

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 争議行為の目的

2012年度賃金および諸要求について

2 争議行為の日時

平成24年3月13日午前8時30分から争議解決に至るまで

3 争議行為を行う場所

宮崎市大字芳士80番地  
医療法人清芳会 井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路事業 3・5・11号 富美山通線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事務所の所在地及び名称

延岡市愛宕町2の15 宮崎県延岡土木事務所

4 事業地

収用の部分  
宮崎県延岡市中川原町5丁目地内  
使用の部分  
なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

高原都市計画道路事業 3・5・2号 仲町広原線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事務所の所在地及び名称

小林市細野 367の2 宮崎県小林土木事務所

4 事業地

収用の部分  
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓字上大迫及び字一里山地内  
使用の部分  
なし

正 誤

平成24年3月1日付け県公報（第2366号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	46	油津港湾事務所	北部港湾事務所